

そんなあなたの強い味方、それが民事法律扶助制度です。

ある日、身に覚えもないのに
訴えられた…
毎月の返済に追われ困っている…
誠意の見られない相手に
裁判を起こしたい…
でも、裁判のことはよくわからないし、
手続や書類の作成など難しそう。
なにより裁判費用が気にかかる。
どうしよう…



この制度は**裁判のためにかかる費用**を法テラスがあなたに代わって一時的に**立替払い**してくれるものです。

立替えの対象となる費用は、訴訟代理人に支払う費用、裁判所に提出する書類の作成に関する費用等です。

簡易裁判所の事物管轄の範囲内の事件については、**法務大臣の認定を受けた司法書士が法律相談を実施し、あなたにかわって事件を代理することができます。**(司法書士が代理人となれるのは、**訴額140万円以下の争いに限定**されます。)

そうだ!民事法律扶助があった!

民事法律扶助とは、経済的に余裕の無い方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター(法テラス)が**無料法律相談**を行い、必要な場合、司法書士・弁護士費用等の立替えを行う制度です。



民事法律扶助を利用するための要件

1 資力基準

(1) 収入

賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次の通りです。

単身者	182,000円(200,200円)以下
2人家族	251,000円(276,100円)以下
3人家族	272,000円(299,200円)以下
4人家族	299,000円(328,900円)以下

※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。
※以下、1人増につき30,000円(33,000円)を加算。これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費、教育費等の出費があるときは一定額が考慮されます。
※東日本大震災の被災者については、資力に関係なく無料法律相談を受けられるなどの特例があります(震災法律援助)。
※平成28年7月から、一定の要件を満たす大規模災害の被災者については、資力に関係なく、災害発生日から最長で1年間、無料法律相談を受けられるようになりました。(被災者法律相談援助)

(2) 資産

申込者及び配偶者の有する現金、預貯金、有価証券、不動産等の時価の合算した額が次の額以下であることが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※生活のために必要な住宅及び農地、係争物件である資産、配偶者が紛争の相手方であるときの配偶者の資産は除外できます。
※将来の医療費、教育費及び冠婚葬祭費等のために備蓄した財産については、相当な額を控除できる場合があります。
※なお、法律相談援助のみを利用される場合は、取扱いが異なります。

2 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含まれます。

3 民事法律扶助の趣旨に適すること

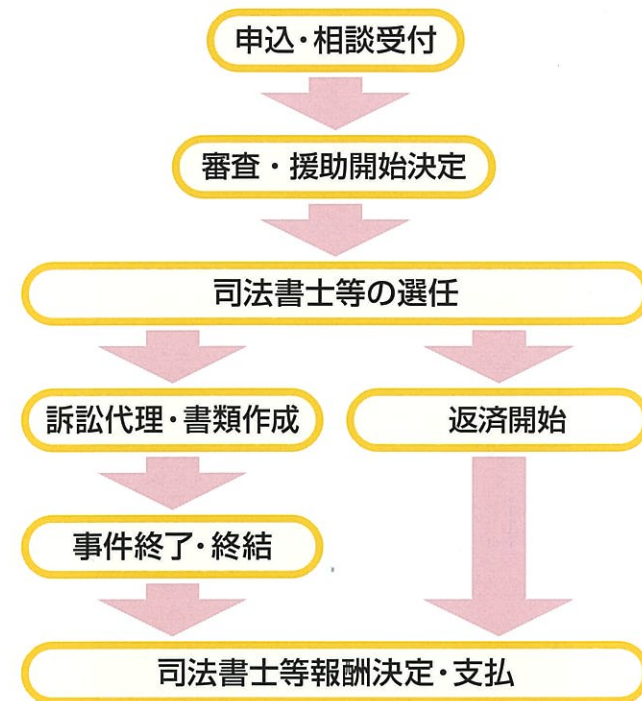
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または、権利濫用的な訴訟の場合などは利用できません。

司法書士等の費用の立替えとは

法律扶助が決定されると、次の費用が立替えられます。

- ①司法書士等の費用(司法書士等の着手金・実費等を含む)
- ②裁判所に提出する書類の作成費用など
- ③成年後見等開始申立てに伴う鑑定費用

民事法律扶助手続きの流れ



立替金の返済方法は

立替費用は原則として毎月分割で返済していただくこととなります。ただし、生活保護を受給している等の事情により返済が困難な場合には、援助終結まで返済を猶予する制度もあります。なお、援助終結時に財産的利益を得られず、生活保護を受給されている等の場合には、申請をいただければ返済が免除されることがあります。

詳しくは、お近くの「司法書士会」や「法テラス」へお問い合わせください。